

鹿児島市愛のふれあい会食事業業務委託仕様書

本仕様書は、「鹿児島市愛のふれあい会食事業実施要綱」（以下「要綱」という。）第4条に該当する事業者へ委託した場合に、鹿児島市愛のふれあい会食事業（以下「ふれあい会食」という。）の円滑かつ適正な実施に必要な事項を定めるものとする。

1. 業務委託の内容

- (1) 業務の受託者（以下「受注者」という。）は、鹿児島市（以下「発注者」という。）からの「鹿児島市愛のふれあい会食事業実施計画表」（以下「実施計画表」という。）に基づき、調理した給食を発注者において貸与した指定の容器により利用者に常温で配食する。

2. 業務の実施区域

募集区分	区域	実施場所
A	4区	千日町、樋之口町、山之口町、加治屋町、新屋敷町、南林寺町、城南町、甲突町、錦江町、武1～3丁目、武岡1～6丁目、常盤町、常盤1～2丁目、城西1～3丁目、薬師1～2丁目、鷹師1～2丁目、西田1～3丁目、中央町、上之園町、高麗町、上荒田町、荒田1～2丁目、広木1～3丁目（旧田上町）、田上1～8丁目、西陵1～8丁目、西別府町
B	7区	谷山中央3～7丁目、卸本町、南栄1～6丁目、谷山港1～3丁目、和田1～3丁目、慈眼寺町、西谷山1～2丁目、下福元町、坂之上1～8丁目、錦江台1～3丁目、平川町、七ツ島1～2丁目、光山1～2丁目
	10区	喜入瀬々串町、喜入中名町、喜入町、喜入一倉町、喜入前之浜町、喜入生見町
C	8区	桜島全域

3. 配食内容等

- (1) 弁当及び汁物を配食することとし、配食時は食材を記載した献立表を渡すこととする。
- (2) 「箸」や「お玉（汁物の配膳用）」は各利用団体にて準備するものとする。
- (3) アレルギー食及び糖尿病食等の個別対応はしないこととする。

4. 配食場所

配食場所は、利用団体の指定する地域の集会所・福祉館などとする。

5. 配食数

令和3年度配食実績は以下のとおり。

令和4年度は既存計画のうち変更調整できた団体への配食を行うこととする。

令和5年度以降は、新規業者を加えて年間計画を作成することとする。

募集区分	区域	配食回数	配食数	現在の配食施設数
A	4区	350回	8,100食	3施設
B	7区	400回	7,300食	4施設
	10区	140回	2,000食	1施設
C	8区	120回	1,800食	1施設

年間の1者あたり見込配食回数及び見込配食数は以下のとおり。

なお、配食数は、利用者の選択によって増減することがある。

募集区分	区域	見込配食回数/者	見込配食数/者	平均	最大
A	4区	150回	2,800食	週4日	週6日
				1日1.6回 1回18食	1日2回 1回35食
B	7区	340回	6,000食	週5日	週6日
	10区			1日2.6回 1回17.5食	1日5回 1回36食
C	8区	40回	600食	週1.3日 1日1回 1回15.3食	週3日 1日1回 1回27食

6. 配食時間及び容器類の回収時間

(1) 配食時間は11時00分から12時00分までとする。

(2) 容器類の回収時間は概ね13時30分から14時30分までとする。

7. 休止日

- (1) 配食の休止日は、日曜日及び祝日、12月28日～1月3日とする。
- (2) 大雨・台風・降雪等の天候等の影響で、受注者が配食が困難な場合や、市が事業実施が困難との判断をした場合は、配食を中止することがある。

8. 利用料の徴収

利用料は1食あたり200円を団体から徴収するものとする。
食事を届けた際に徴収するものとし、利用団体に対しては領収書等を発行するものとする。

9. 実施計画表の変更等

- (1) 発注者の委託事業の対象となるのは、実施計画表に記載されているもののみとする。
- (2) 実施計画表に変更があった場合は、長寿支援課より電話及びFAXにて連絡するものとする。

10. 実績報告

受注者は、毎月10日までに前月分の委託業務実績報告書を発注者に提出するものとする。その際、利用団体から利用料を徴収したことが分かる書類を添付すること。

11. 委託料の支払い

発注者は、受注者に対して、1食あたり495円（税込）（令和4年度については40円増額の535円）を支払うものとする。

12. 安全・衛生について

- (1) 衛生面について細心の注意を払うとともに、食中毒等の防止に努めること。
- (2) 業務を実施するにあたり、常に食品衛生法、その他関係法規を遵守すること。

13. 食事内容及び献立等について

- (1) 食事の内容は高齢者にふさわしい食材、栄養面に配慮されたものとする。
- (2) 献立表を作成し、配食時に利用団体へ渡すものとする。

14. その他

- (1) 受託者は、本業務の遂行にあたっては「鹿児島市個人情報保護条例」等の法令等を遵守するとともに、善良な管理者として注意を払う義務を有し、業務を行う上で知り得たことについては、契約期間中のみならず契約期間終了後においても、他人に漏えいしてはならない。

- (2) この仕様書に示されていない事項については、発注者と協議の上、誠実に実施すること。
- (3) 採用された事業者においては、令和9年度まで随意契約を行うことがある。ただし、契約は単年度毎とし、前年度の当該業務の履行が問題なく行われている場合とする。

(参考資料①)

鹿児島市愛のふれあい会食事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市に居住する65歳以上の家に閉じこもりがちな高齢者（以下「家に閉じこもりがちな高齢者」という。）を対象として実施する会食（以下「愛のふれあい会食」という。）を行うボランティア団体に給食サービスを提供することにより、家に閉じこもりがちな高齢者の孤独感の解消、健康の保持及び生きがいをづくりを助長し、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象団体)

第2条 この事業の対象団体は、家に閉じこもりがちな高齢者と会食を実施する老人クラブ、自治会、婦人団体等（以下「ボランティア団体」という。）とする。

(実施基準)

第3条 愛のふれあい会食実施基準は、次のとおりとする。

- (1) 会食の場所は、地域の集会所、福祉館等とする。
- (2) 実施回数は、原則として年12回以上とする。
- (3) 1回当たりの会食の配食対象者数は、おおむね10人以上50人以下とする。
- (4) 同一人が、複数のボランティア団体に所属して給食サービスを受けることはできない。

(実施主体等)

第4条 事業の実施主体は鹿児島市とし、次の各号のいずれかに該当する社会福祉法人等（以下「事業受託法人」という。）に委託するものとする。

- (1) 営利を目的とせず、日常的に高齢者へ食事の提供を行っている社会福祉法人、医療法人、NPO法人その他の法人
- (2) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条に規定する許可を受け、日常的に高齢者へ食事の提供を行っている事業者で、市長が適当と認めるもの（前号に該当するものを除く。）

(給食サービスの実施)

第5条 給食サービスの実施に当たっては、次に定めるところによるものとする。

- (1) 給食サービスの配食は、昼食時に行うものとする。
- (2) 給食サービスにおいて、アレルギー食、糖尿病食、おかゆ食その他の特別食等の個別対応はしないものとする。
- (3) 調理、配食及び配食用容器の回収は、事業受託法人が行うものとする。

(休止日)

第6条 給食サービスの休止日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 12月28日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(3) 市長が特に定めた日

（利用手続等）

第7条 この事業を利用しようとするボランティア団体の代表者（以下「代表者」という。）は愛のふれあい会食事業利用申請書（様式第1）に実施計画書（様式第2）を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、申請に基づき可否を決定し、愛のふれあい会食事業決定（却下）通知書（様式第3）により代表者に通知するものとする。

3 代表者は、実施日、参加人員等実施計画に変更が生じた場合は、原則として実施予定日の2日前までに愛のふれあい会食事業変更申出書（様式第4）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、代表者から提出された実施計画書に基づき、愛のふれあい会食事業依頼書（様式第5）により給食サービスの実施を第4条に規定する事業受託法人に依頼するものとする。

（利用料）

第8条 会食する者は、1食につき200円を利用料として負担するものとする。

2 前項に定める利用料は、会食の都度、代表者が社会福祉法人等に納入するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

